

東大和市指定排水設備工事事業者規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月9日

東大和市長 和地 仁美

東大和市規則第53号

東大和市指定排水設備工事事業者規則の一部を改正する規則

東大和市指定排水設備工事事業者規則（平成13年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は特別永住者証明書」を「、特定在留カード（同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）、特別永住者証明書」に、「の写し」を「又は特定特別永住者証明書（同法第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の写し」に改める。

第1号様式及び第3号様式中「又は特別永住者証明書」を「、特定在留カード、特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月14日から施行する。